

岩手県国民保護計画

令和5年2月

岩手県

目 次

第1編 総 則

第1章	計画の目的	1
1	県の責務	1
2	計画の性質	1
3	県国民保護計画の変更	2
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	住民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	住民の協力	4
6	普及・啓発、訓練の実施	4
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮	4
8	要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
9	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
第3章	関係機関の事務又は業務の概要等	6
1	県の事務又は業務の概要	6
2	市町村の事務又は業務の概要	6
3	指定地方行政機関の事務又は業務の概要	7
4	指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要	8
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
1	地理的特徴	10
	(1) 位置・面積	
	(2) 地勢・気候	
2	社会的特徴	10
	(1) 交通機関等	
	(2) 重要施設等	

第5章 本計画が対象とする事態の類型	12
1 武力攻撃事態の類型	12
(1) 着上陸侵攻	
(2) グリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
2 緊急対処事態の類型及び対応	13
(1) 攻撃対象施設等による分類	
(2) 攻撃手段による分類	

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備	14
1 初動体制等の整備	14
(1) 岩手県24時間危機管理警戒体制	
(2) 事態認定前における初動措置	
(3) 岩手県〇〇事故（事件）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部に おける職員の参集基準等	
(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整	
(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等	
2 通信体制の整備等	15
(1) 非常通信体制の整備	
(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	
(3) 県警察における通信の確保	
(4) 市町村における通信の確保	
3 関係機関との連携体制の整備	18
(1) 指定行政機関等との連携	
(2) 広域応援体制の整備	
(3) 相互応援協定の締結等	
(4) 警察災害派遣隊の充実・強化	
(5) 消防機関の応援体制の整備	
(6) 消防団の充実・活性化の推進	
(7) 自主防災組織の充実	
(8) ボランティア団体等との連携	
4 関係団体との協定の締結等	19

第2章	国民保護措置に関する平時からの備え	20
1	警報を伝達する大規模集客施設等の把握	20
	(1) 大規模集客施設等の把握	
	(2) 管理者に対する要請	
2	モデル避難実施要領の作成支援	21
	(1) 避難実施要領のパターンの作成	
	(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項	
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
	(1) 運送事業者の輸送力の把握	
	(2) 輸送施設に関する情報の把握	
	(3) 輸送経路の把握等	
	(4) 市町村における輸送体制の整備等	
4	避難施設の指定	26
	(1) 避難施設の指定の考え方	
	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項	
	(3) 避難施設の指定手続	
	(4) 避難施設の廃止、用途変更等	
	(5) 避難施設データベースの共有化	
	(6) 市町村及び住民との情報の共有化	
5	生活関連等施設の把握等	28
	(1) 生活関連等施設の把握	
	(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供	
	(3) 管理者に対する安全確保の留意点の通知	
	(4) 県が管理する生活関連等施設の安全確保	
	(5) 管理者に対する要請	
	(6) 管理者に対する助言	
	(7) 市町村における平時からの備え	
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	防災のための備蓄との関係	31
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	32
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	32
4	物資及び資材の供給の要請	32
第4章	国民保護に関する啓発・訓練等	33
1	国民保護に関する啓発	33
	(1) 啓発の方法	
	(2) 防災に関する啓発との連携	

(3) 学校における教育	
(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき対処等に関する啓発	
(5) 住民の協力に関する啓発	
(6) 市町村における国民保護に関する啓発	
(7) 県による研修	
2 訓練	34
(1) 県における訓練の実施	
(2) 訓練の形態及び項目	
(3) 訓練に当たっての留意事項	

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等	36
1 県対策本部の設置	36
(1) 県対策本部設置の流れ	
(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	
2 県対策本部の組織構成及び機能	37
(1) 職員の参集	
(2) 県対策本部の組織	
(3) 県現地対策本部の設置	
(4) 現地調整所の設置	
(5) 本部の代替機能の確保	
(6) 県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
(7) 岩手県災害対策本部規程等の準用	
3 県対策本部長の権限	42
(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整	
(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請	
(3) 職員の派遣の求め	
(4) 情報の提供の求め	
(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	
(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め	
(7) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	
4 通信の確保	43
(1) 情報通信手段の確保	
(2) 情報通信手段の機能確認	
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	

第2章	関係機関相互の連携	45
1	防災のための連携体制の活用	45
2	国及び国の機関との連携	45
	(1) 国の対策本部との連携	
	(2) 国の現地対策本部との連携	
	(3) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
	(4) 救援に関する国への要請等	
	(5) 武力攻撃災害への対処に関する国の対策本部長への措置要請	
3	自衛隊との連携	46
	(1) 本部員会議への出席要請	
	(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等	
4	他の都道府県との連携	47
	(1) 都道府県間の応援	
	(2) 事務の一部の委託	
	(3) 他の都道府県に対して行う応援等	
5	市町村との連携	48
	(1) 市町村の行うべき事務の代行	
	(2) 市町村に対して行う応援等	
	(3) 市町村による救援の実施に係る調整	
6	指定公共機関、指定地方公共機関との連携	49
	(1) 指定公共機関、指定地方公共機関に対する措置要請	
	(2) 日本赤十字社との連携	
	(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対し行う応援等	
7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
8	自主防災組織等に対する支援等	50
	(1) 自主防災組織に対する支援	
	(2) ボランティア活動への支援等	
9	住民への協力要請	50
	(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
	(2) 救援に必要な援助	
	(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
	(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章	警報の通知及び伝達	52
1	警報の通知等	52
	(1) 警報の通知	
	(2) 警報の伝達等	
2	市町村長の警報伝達の基準	53

3	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	54
4	緊急通報の発令	54
	(1) 緊急通報の発令	
	(2) 緊急通報の内容	
	(3) 緊急通報の通知・伝達方法	
	(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送	
第4章	避難の指示等	56
1	避難措置の指示	56
	(1) 避難措置の指示を受けた場合等の通知	
	(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置	
2	避難の指示	57
	(1) 住民に対する避難の指示	
	(2) 避難の指示の通知及び伝達	
	(3) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送	
	(4) 国の対策本部長への報告	
	(5) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整	
	(6) 国の対策本部長による利用指針の調整	
	(7) 避難に当たって配慮すべき事項	
	(8) 避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導の実施	64
	(1) 市町村による避難住民の誘導の実施	
	(2) 病院、福祉施設等の措置	
	(3) 県による避難住民の誘導の支援等	
	(4) 避難住民の運送の求め等	
	(5) 緊急物資の運送の求め等	
	(6) 避難住民の復帰のための措置	
4	交通規制	67
	(1) 交通の確保に関する体制等の整備	
	(2) 交通状況の把握	
	(3) 交通規制の実施	
	(4) 緊急通行車両の確認	
	(5) 交通規制等の周知徹底	
	(6) 緊急交通路確保のための権限等	
5	避難所等における安全確保等	69
第5章	救援	70
1	救援の実施	70

2	市町村長による救援の実施	70
3	救援の内容	71
	(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	
	(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
	(3) 医療の提供及び助産	
	(4) 被災者の捜索及び救出	
	(5) 埋葬及び火葬	
	(6) 電話、その他の通信設備の提供	
	(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	
	(8) 学用品の給与	
	(9) 死体の捜索及び処理	
	(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等 で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
4	医療活動を実施するための体制整備等	77
	(1) 医療の実施の要請等	
	(2) 医療活動体制の整備	
	(3) 医療機関等への協力依頼	
	(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	
5	特定物資等の確保	78
	(1) 物資の売渡しの要請等	
	(2) 土地等の使用	
	(3) 公用令書の交付	
	(4) 立入検査等	
6	救援物資の受入れ等	81
第6章	武力攻撃災害への対処	82
第1	生活関連等施設の安全確保等	82
1	武力攻撃災害への対処	82
2	武力攻撃災害の兆候の通報	82
3	生活関連等施設の安全確保	82
	(1) 生活関連等施設の状況の把握	
	(2) 施設管理者に対する措置の要請	
	(3) 県が管理する施設の安全の確保	
	(4) 立入制限区域の指定の要請	
	(5) 国の対処基本方針に基づく措置の実施	
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
	(1) 危険物質等に関する措置命令	
	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	

5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	87
第2	NBC攻撃による災害への対処	88
1	応急措置の実施	88
2	協力の要請	88
3	関係機関との連携	88
4	汚染原因に応じた対応	89
(1)	核攻撃等の場合	
(2)	生物剤による攻撃の場合	
(3)	化学剤による攻撃の場合	
5	汚染の拡大を防止するための措置	90
第3	武力攻撃原子力災害への対処	92
1	武力攻撃原子力災害発生の通報、通知	92
2	応急対策の実施等	92
3	住民の避難等の措置	93
4	国への措置命令の要請	93
5	安定ヨウ素剤の配布	93
6	避難退域時検査及び簡易除染の実施	93
7	食料品等による被ばくの防止	93
第4	応急措置等の実施	95
1	災害拡大の防止措置	95
2	退避の指示	95
3	応急公用負担等	96
4	警戒区域の設定	97
(1)	警戒区域の設定	
(2)	警戒区域の設定方法等	
5	消防等に関する措置等	98
(1)	被災者の救助等	
(2)	消防等に関する指示	
第7章	情報の収集・提供	101
第1	被災情報の収集・提供	101
1	情報収集・連絡体制の整備	101
2	被災情報の収集及び報告	101
3	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	102
第2	安否情報の収集・提供	103
1	安否情報の種類及び報告様式	103
2	安否情報収集のための体制整備	103
3	安否情報の収集	104

(1) 安否情報の収集	
(2) 県警察の通知	
(3) 安否情報収集の協力要請	
(4) 安否情報の整理	
4 総務大臣に対する報告	104
5 安否情報の照会に対する回答	105
(1) 安否情報の照会の受付	
(2) 安否情報の回答	
(3) 個人の情報の保護への配慮	
6 日本赤十字社に対する協力	106
7 市町村による安否情報の収集及び提供	106
(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	
(2) 市町村による安否情報の収集	
(3) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答	
第8章 その他の措置	107
1 保健衛生の確保	107
(1) 保健衛生対策	
(2) 感染症予防対策	
(3) 食品衛生確保対策	
(4) 栄養指導対策	
(5) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	
2 廃棄物の処理	108
(1) 廃棄物処理の特例	
(2) 廃棄物処理対策	
(3) し尿処理対策	
3 文化財の保護	109
(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行	
4 動物の保護等に関する配慮	109
(1) 危険動物等の逸走対策	
(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等	
(3) 家畜の避難対策	
第9章 国民生活の安定に関する措置	111
1 生活関連物資等の価格安定	111
2 避難住民等の生活安定等	113
(1) 相談窓口の設置	

(2) 被災児童生徒等に対する教育	
(3) 公的徴収金の減免等	
(4) 就労状況の把握と雇用の確保	
(5) 生活再建資金の融資等	
3 生活基盤等の確保	114
(1) 県及び市町村による生活基盤等の確保	
(2) ライフライン事業者による生活基盤等の確保	
第10章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	116
1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義	116
2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	116
(1) 赤十字標章等	
(2) 特殊標章等	
3 赤十字標章等の交付及び管理	118
4 特殊標章等の交付及び管理	118
5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	119

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	120
1 応急復旧対策の実施	120
(1) 県が管理する施設及び設備の応急の復旧	
(2) 通信施設の応急の復旧	
(3) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援	
(4) 国に対する支援要請	
2 輸送路の確保に関する応急の復旧等	121
(1) 輸送路の優先的な確保のための措置	
(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	122
1 国における所要の法制の整備等	122
2 県が管理する施設及び設備の復旧	122
3 復旧のための各種資料等の整備等	122
第3章 財政上の措置等	123
1 国民保護措置に要した費用の支弁	123
(1) 国に対する負担金の請求方法	

(2) 関係書類の保管	
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	123
(1) 損失補償	
(2) 実費弁償	
(3) 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	124
4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	124
(1) 国に対する負担金の請求等	
(2) 損失補償及び損害補償	
5 国民の権利利益の救済に係る手続等	124
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
市町村	岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
市町村国民保護計画	市町村の国民保護計画をいう。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部をいう。
国の対策本部	事態対策本部又は緊急対処事態対策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻

	撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同項第6号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令（平成15年政令第252号）で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者等	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者及び当該配慮を要する者のうち、武力攻撃災害等が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
NBC攻撃	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療（搬送）の優先順位を決定すること

第1編 総 則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画について定める。

1 県の責務 (法3②)

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質 (法11①)

本計画は、県が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「岩手県地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 県国民保護計画の変更 (法34 関係)

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効

性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、岩手県国民保護協議会に諮問のうえ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、同意を得た後、議会に報告し、公表する。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 (法 35、36 関係)

市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとされており、本計画には市町村及び指定地方公共機関がそれぞれの計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとする。

また、知事は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図るとともに、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する整合性を図る。

さらに、知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行うことができる。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重 (法5)

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済 (法6)

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供 (法8関係)

県は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者等に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保 (法3④)

県と、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力 (法4③)

県は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発、訓練の実施 (法42関係、43関係)

県は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮

(法7関係)

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律性について最大限尊重する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法9)

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の要配慮者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、県は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者等の保護について留意する。

また、県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国民保護措置を実施することにより、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法 22)

県は、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じ、国から得た情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する国民に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の事務又は業務の概要について、以下のとおり定める。

1 県の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 市町村の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他の管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 盛岡財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 八戸税関支署 宮古税関支署 大船渡税関支署 大船渡税関支署釜石出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
岩手労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

第1編 総則

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車輛の安全保安
東京航空局 仙台空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 盛岡地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部 八戸海上保安部 宮古海上保安署	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 海上における生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者 日本放送協会 ㈱IBC岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 東日本旅客鉄道㈱ 日本貨物鉄道㈱ 日本通運㈱ ジェイアールバス東北㈱ 日本航空㈱ 佐川急便㈱ 西濃運輸㈱ 福山通運㈱	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の輸送の確保

ヤマト運輸(株) 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株) (公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 (株)岩手県交通 (株)岩手県北自動車	
電気通信事業者 東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 電源開発(株) 東北電力(株)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 (一社)岩手県高圧ガス保安協会	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便(株)	1 郵便物の送達の確保等
病院、その他の医療機関 独立行政法人国立病院機構 (一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	1 医療の確保
公共土木施設の管理者 東日本高速道路(株)	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行、その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 県の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本県は、本州の北東部、概ね東経141度と142度間に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円形をしており、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県、東は太平洋に面している。

広さは15,278.77km²で、県として日本最大の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで、避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。

(2) 地勢・気候

県の中央を北上高地が、秋田県境を奥羽山脈が南北に走り、その間を北上川が流れ、北上盆地が広がっている。県土の7割以上が森林で占められており、可住地面積割合は24%あまりであるが、そのほとんどが北上盆地に集中している。

また、中山間地域が県土の約8割近くを占めており、その地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立化が懸念される。

さらに、冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。

本県は、約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、海岸段丘やリアス式海岸といった大規模な着上陸侵攻には適さない地形である。反面、ゲリラや特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的に対しては、適した地形と考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

2 社会的特徴

(1) 交通機関等

鉄道輸送等は、東日本旅客鉄道(株)、IGRいわて銀河鉄道(株)、三陸鉄道(株)が担っており、特に東北新幹線は高速交通網の要として重要な役割を果たしていることから、テロ等により列車などが爆破された場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。

バス輸送に関しては、(株)岩手県交通、(株)岩手県北自動車、ジェイアールバス東北(株)等が担っている。また、県内外各社により高速バスが運行されている。

道路については、国道4号及び東北縦貫自動車道が南北を縦断しているが、沿岸

部と内陸部を結ぶ道路が限定されており、住民の避難に当たっては自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。

本県においても車社会の急激な進展により、自動車交通量が飛躍的に増加したため、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えられることから、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とすることが望まれるが、地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも配慮する。

空港は、花巻市に2,500mの滑走路を有している花巻空港がある。

港湾は、重要港湾である大船渡港（大船渡市）、釜石港（釜石市）、宮古港（宮古市）、久慈港（久慈市）と、地方港湾である小本港（岩泉町）、八木港（洋野町）がある。

漁港は、第4種漁港が1港、第3種漁港が4港、第2種漁港が23港、第1種漁港が83港ある。

(2) 重要施設等

県内には陸上自衛隊の岩手駐屯地及び航空自衛隊の山田分屯基地があり、こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。

本県には、原子力発電所は存在しないものの、隣接県に原子力発電所があり、宮城県女川原子力発電所から一関市役所藤沢支所まで約50km、青森県東通原子力発電所から洋野町役場まで約80km、青森県原子燃料サイクル施設等から軽米町役場まで約60kmの距離であるため、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては住民の避難等を行う必要がある。

県内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。

特に留意すべき施設としては、久慈国家地下石油備蓄基地が久慈市にあり、医療用RI廃棄物を一元的に処理する施設として、滝沢市に日本アイソトープ協会の茅記念滝沢研究所がある。

第5章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間で着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応 (法183関係)

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの、緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

県は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

(1) 岩手県 24 時間危機管理警戒体制

県は、夜間、休日等の勤務時間以外においても、各種危機事案に対して迅速かつ的確に初動対応を行うために、職員による 24 時間危機管理警戒体制を敷くものとし、住民からの通報、市町村からの連絡、その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災課を通じて知事に報告する。

また、県警察においても、所要の体制を確立する。

(2) 事態認定前における初動措置

知事は、現場からの情報などにより、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての的確かつ迅速に対処するため、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、「岩手県〇〇事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」を速やかに設置する。

県は、「岩手県〇〇事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察においては、警察庁を經由）して国（内閣官房）に連絡する。

県は、「岩手県〇〇事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について、情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

(3) 岩手県〇〇事故（事件）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部における職員の参集基準等

配備体制	配備基準	配備職員の範囲
指定職員配備（1号）体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	別に定める課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
主査以上配備（2号）体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害が発生した場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員
全職員配備（3号）体制	大規模な事故、事件等により、本部のすべての組織、機能をあげて対策を講ずる必要があると認められる場合	全職員

(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

岩手県〇〇事件（事故）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、岩手県〇〇事件（事故）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部は廃止する。

(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛、民間警備員等が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行い、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、直ちに県（防災課）に連絡するとともに、県に準じた対応をとるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等、国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとされている。

2 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害、その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成され

た東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

なお、通信施設の整備に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第4節の2「通信確保計画」に、災害時における通信の確保については、岩手県地域防災計画第3章第3節「通信情報計画」の例によるところとする。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の伝達、収集を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報伝達、収集体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面

ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

ウ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

オ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

カ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・

連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等及びその他通常的手段では情報を得ることが困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等並びに県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

3 関係機関との連携体制の整備

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、平時から消防庁をはじめとする指定行政機関、指定地方行政機関及び自衛隊との連携を図る。

(2) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(3) 相互応援協定の締結等

県は、県の区域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等又は緊急処理事態においても対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施における相互応援について他の都道府県との連携を図る。

また、県は、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する連携の確保を図る。

なお、市町村間の相互応援や北海道・東北8道県における相互応援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」の例によるものとする。

(4) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関によるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村

と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

なお、消防団の活性化に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第2節「地域防災活動活性化計画」の例によるところとする。

(7) 自主防災組織の充実

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織の育成強化に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第2節「地域防災活動活性化計画」の例によるところとする。

(8) ボランティア団体等との連携

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

なお、ボランティアへの支援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第2節「防災ボランティア育成計画」の例によるところとする。

4 関係団体との協定の締結等

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体等の関係機関から、物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、また、避難住民及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じてもらえるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

なお、防災関係機関の相互協力に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」の例によるところとする。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

県は、平時において、人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新をするとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化を推進する。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

(1) 大規模集客施設等の把握

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うために、県内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について事前に把握する。

また、大規模集客施設等に対する警報の伝達については市町村との役割分担も考慮してあらかじめ定める。

【大規模集客施設の例】

- ① 学校
- ② 病院
- ③ 駅
- ④ 空港
- ⑤ 商業施設（店舗面積 1,000 m²以上の店舗）
- ⑥ 文化施設（定員 100 人以上のホール等を有する施設）
- ⑦ 運動施設（屋内外を問わず収容人員 100 人以上の施設を有する施設）
- ⑧ 宿泊施設（ホテル・旅館において客室 20 室以上の施設を有する施設）
- ⑨ 事業所等（従業員 100 人以上の施設）
- ⑩ その他人の集まる施設（収容人員 100 人以上若しくは建物面積 1,000 m²以上の建物）

(2) 管理者に対する要請

県は、区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等への対応に準じて既存のマニュアル等を活用しつつ、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

2 モデル避難実施要領の作成支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、岩手県地域防災計画及び消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(1) 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、県警察等、関係機関の意見を聴きつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

そのため、市町村長は、知事、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、岩手県地域防災計画第2章第5節「避難対策計画」及び第3章第15節「避難・救出計画」並びに消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、要配慮者等の避難方法等についても配慮するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の施設名及び所在地を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の場所名及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等

を使用するものとし、要配慮者等については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、要配慮者等の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の15：30より10分間隔で運行する B 市 B 1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B 1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導にしたがって、徒歩で B 市立 B 1 高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者等への対応

要配慮者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、要配慮者等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 019×-5×-××53) 担当○田×夫)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領 (案)

岩手県A市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

〔避難経路及び避難手段〕

① 避難の手段 (バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○

○号を利用して、B市B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導にしたがって、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市A1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・以下略・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、避難を指示した地区に残留者がいないか

速やかに確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける）。

(3) 要配慮者等に対する避難誘導

誘導に当たっては、要配慮者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 岩手一郎

TEL 019×-××-5162 (直通)

FAX 019×-××-5174

・・・以下略・・・

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係機関等と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

なお、輸送・交通拠点及び緊急輸送道路の指定並びに緊急輸送に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第6節「交通確保・輸送計画」の例によるものとする。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容を確認し、また、運送事業者や地方運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑤ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(3) 輸送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 市町村における輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

4 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方（法148①）

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定す

るよう配慮する。

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

【避難施設の例】

- ① 武力攻撃災害から直接的な被害を軽減する施設
- ② 武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容する施設
- ③ 応急仮設住宅等の建設が可能な用地をもつ施設
- ④ 炊き出しや医療提供などの救援活動が実施できる施設
- ⑤ 避難誘導のため一時的に集合するための施設
- ⑥ 避難住民を保護し、自己の住宅に復帰するまで居住の安定を図ることができる収容施設（応急仮設住宅を含む。）

(3) 避難施設の指定手続（法 148②）

知事は、避難施設を指定する場合には、施設管理者等の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者等に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法 149）

知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは届け出

るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目にしたがって、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】

- ① 施設の名称
- ② 施設の所在地（郵便番号／市区町村名／町丁目名・番（番地）・号）
- ③ 施設の連絡先（電話／FAX）
- ④ 管理者名
- ⑤ 管理する担当窓口（名称／電話／FAX）
- ⑥ 収容人員（屋内（人）／屋外（人））
- ⑦ 避難施設の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡））
- ⑧ 保有設備（トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、冷暖房設備、障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ）
- ⑨ 構造（コンクリート造・その他、階数）
- ⑩ 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無
- ⑪ 非常用電源の有無
- ⑫ 大型車両のアクセスの可否
- ⑬ 備考（NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など）

(6) 市町村及び住民との情報の共有化

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設のデータベース化を図り、市町村との情報の共有化を図る。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等、住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握

県は、区域内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある

ると認められる施設。以下同じ。) について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条 生活関連 等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条 危険物質 等	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物、劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8号	毒薬、劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）

	11号	毒性物質	経済産業省
--	-----	------	-------

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安部）の長をいう。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

(3) 管理者に対する安全確保の留意点の通知（法102①）

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議のうえ、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(4) 県が管理する生活関連等施設の安全確保（法102③）

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(5) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

(6) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

(7) 市町村における平時からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握し、情報を共有するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、自己が管理する生活関連等施設における安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (法142、147)

県及び市町村は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努めるものとする。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努めていくものとする。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、県民自ら備えていくことが期待される。

なお、食料や生活必需品等の備蓄及び防災資機材等の整備に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第6節の2「食料・生活必需品等の備蓄計画」及び第8節「防災施設等整備計画」の例によるところとする。

1 防災のための備蓄との関係 (法142、146)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とは相互に兼ねるものとするが、多数の避難住民の長期にわたる避難を受け入れることも想定し、より一層公的備蓄に努め、流通備蓄を利用した調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料 など

【県民自らが備えることが望ましい標準的な対応用品】

○非常持ち出し品：携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）、貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証、緊急用品（三角巾、包帯、消毒ガーゼ、ばんそうこう、体温計、はさみ、ピンセット、消毒液、常備薬、安全ピン）、ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）、懐中電灯、衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布、携帯ラジオ・予備電池、マッチ、ろうそく（水に濡れないようにビニールでくるむ）、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、鉛筆）、新聞紙、大きなゴミ袋、小さな子どもがいる場合（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん）

○数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

飲料水：9リットル、ご飯（アルファ米）：4～5食分

ビスケット：1～2箱、板チョコ：2～3枚

下着：2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法145）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と密接に連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

4 物資及び資材の供給の要請（法144）

知事は、備蓄する物資又は資材が不足したときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、県及び市町村の職員並びに消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、県が実施する研修及び訓練について必要な事項を定める。

1 国民保護に関する啓発 (法43関係)

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ（県政番組）、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

なお、防災知識の普及に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第1節「防災知識普及計画」の例によるものとする。

(3) 学校における教育

県及び県教育委員会並びに市町村教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき対処等に関する啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発

生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(5) 住民の協力に関する啓発

県は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

(7) 県による研修

県は、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

※eラーニング：パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと

2 訓練

(1) 県における訓練の実施（法42①）

知事は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等、関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人や物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項（法 42 関係）

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
なお、防災訓練に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第3節「防災訓練計画」の例によるものとする。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に要配慮者等への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練の実施に当たっては、第三者の参加を求めるなど、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業や修正作業に反映させる。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努めるとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県公安委員会は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等 (法27②)

県対策本部は、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

県対策本部を迅速に設置し、指示系統等に混乱が生じないように、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等については、原則として岩手県災害対策本部に準ずることとし、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置 (法27①)

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたとき、知事は、直ちに県対策本部を設置する。

なお、岩手県〇〇事件（事故）対策本部又は岩手県テロ災害対策本部を設置していた場合は、廃止して県対策本部に切り替える。

(1) 県対策本部設置の流れ

- ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- ② 知事による県対策本部の設置
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。
- ③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
防災課総括課長は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。
県対策本部長は、全職員に対し、非常招集連絡網を活用して、参集を指示する。
- ④ 県対策本部の開設
県対策本部担当者は、県庁に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する。
県対策本部を設置したときは、議会、市町村及び指定地方公共機関等に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 県対策本部の廃止（法30）

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止し、その旨を設置時と同様に通知する。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法26）

知事は、本県が県対策本部を設置すべき県としての指定が行われていない場合において、本県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村長から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

2 県対策本部の組織構成及び機能（法41関係）

(1) 職員の参集

① 職員への連絡手段の確保

県対策本部員及び県対策本部職員等は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、常時、連絡手段を確保する。

② 職員の参集が困難な場合の対応

県対策本部員及び県対策本部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

③ 交代要員の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部の機能が確保されるよう、職員の配置、食品、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 県対策本部の組織

① 組織

本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

ア 部並びに室、課、調査監及び機関

イ 広域支部

ウ 地方支部及び班

エ 本部支援室

オ 現地対策本部

カ 現地調整所

キ 調査班及び現地作業班

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等

② 分掌事務

部	部長に充てる職	主な分掌事務
政策企画部	政策企画部長	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整 ・広聴関係 ・広報センターの設置(報道対応、県民からの問い合わせ対応)
総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員動員計画の作成 ・県内外自治体からの人的支援の受入れ ・職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供 ・条例の整備 ・手当の整備 ・庁舎管理 ・県税の減免措置の実施 ・緊急財政措置の検討 ・普通財産貸付けの減免の実施 ・通信関係(行政利用関係)
復興防災部	復興防災部副部長のうち、復興事務を担当する者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導支援先発隊の編成、派遣 ・他の都道府県等に対する食料・物資の調達及びあっせん要請 ・国民保護対策本部の設置 ・情報の収集分析と避難の指示の案の作成 ・避難ルートの設定 ・海上輸送、航空輸送計画の作成 ・避難先県との連絡・調整 ・関係各機関との連絡・調整 ・ヘリポートの確保 ・特殊標章等の交付等
ふるさと振興部	ふるさと振興部長	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道などによる避難住民及び物資の輸送計画の作成 ・県内、県外交通機関への協力要請及び使用可能車両の確認 ・通信関係(社会基盤関係) ・被災市町村の行財政運営の調査、助言など ・私立学校児童・生徒の安否情報の収集 ・外国人への警報内容等の周知 ・交戦国出身者、観光客等の保護 ・外国人の安否確認
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設、文化施設の被害状況調査及び応急対策
環境生活部	環境生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集運搬用資機材及びし尿処理用資機材の調達 ・給水計画の作成 ・遺体の埋葬の調整 ・廃棄物処理施設などへの対策 ・被災地における物価の安定 ・防災ボランティアの受入れ
保健福祉部	保健福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等に対する救援の総括 ・入院患者数等の把握 ・入院患者の受入先の確保と割り当て

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等

		<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の避難方法の割り当て ・入院患者の避難中、避難先での救護(医師会の協力のもと医療救護班を編成) ・避難先住民の健康状態の把握と報告 ・透析患者の受療状況把握及び透析施設の稼働状況の確認と情報の提供 ・難病患者の受療状況把握及び対応医療機関の稼働状況の情報収集と提供 ・避難先の衛生管理の保持(食品、飲料水の衛生確保、廃水、感染症の予防等) ・薬剤、血液等の確保 ・福祉施設入所者の人数把握、避難 ・日本赤十字社との連絡、調整 ・赤十字標章の交付等 ・老人福祉施設入所者の避難、救護 ・障がい者福祉施設入所者の避難、救護 ・児童福祉施設入所者の避難、救護 ・被災情報、安否情報の整理 ・防災ボランティアの受入れ調整
商工労働観光部	商工労働観光部長	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等輸送トラックの確保 ・衣料、寝具、その他の生活必需品等の調達、供給 ・救援物資の受入れ ・金融対策 ・観光客、宿泊者等の動向把握、避難、救護 ・就業支援 ・被災者の雇用対策
農林水産部	農林水産部長	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の利用可能状況の把握 ・家畜等の輸送等 ・木材の供給対策 ・食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん ・農道、林道の利用可能状況の把握
県土整備部	県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策工事 ・道路状況の把握 ・下水道対策 ・重機等の利用への協力要請及び使用可能車両の確認 ・仮設住宅の供給手配
出納部	出納局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収 ・応急対策に要する経費の経理 ・歳計現金の管理 ・災害関係費支出の審査及び支払い
東京連絡部	東京事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部、総務省消防庁、中央省庁等との連絡、情報収集等
医療部	医療局長	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院等の被害状況調査及び応急対策 ・県立病院の入院患者の避難対策 ・避難中、避難先の救護対策 ・県立病院医療救護班の派遣 ・県立病院等における医療・助産の確保

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等

企業部	企業局長	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業に関する被害状況調査及び応急対策 ・電気事業に関する被害状況調査及び応急対策
教育部	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の被害状況調査及び応急対策 ・児童・生徒の安否情報の収集 ・被害児童・生徒、被害教職員の応急対策 ・教員による避難支援 ・避難所開設 ・文化財の保護
公安部	警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・住民の避難誘導 ・交通規制 ・被災住民の救出救助 ・重要施設の警備 ・検視及び身元確認 ・治安の維持

③ 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

なお、広報広聴活動に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第5節「広報広聴計画」の例によるものとする。

【県対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ（県政番組）、記者会見・発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報を提供することができる体制を整備する。

ウ 留意事項

- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、県対策本部長自ら記者会見を行うこと。

(3) 県現地対策本部の設置（法28⑧）

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定公共機関及び指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

(4) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

(5) 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災し、県対策本部を県庁内に設置できない場合は、事態時の状況に応じ、合同庁舎や県の施設等の中から、知事が県対策本部の設置場所を指定する。

また、県の区域を越える避難が必要で、県の区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(6) 県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

県は、的確かつ迅速に国民保護措置を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

- ① 県の地図（地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの）
- ② 区域内の人口分布（市町村ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- ③ 区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト）
- ④ 輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- ⑤ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト、特に、大量の食品や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握、仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等）
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト（知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

- ⑧ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - ⑨ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（特に、災害時要援護者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
 - ⑩ 関係医療機関のデータベース（災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ、NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト）
 - ⑪ 医療救護班のデータベース
 - ⑫ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
 - ⑬ 墓地及び火葬場等のデータベース（墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等）
- (7) 岩手県災害対策本部規程等の準用
- 県対策本部の組織及び運営に関し、本計画に定めのないものについては、「岩手県災害対策本部規程」に準ずることとし、また、岩手県地域防災計画第3章第1節「活動体制計画」の例によるものとする。

3 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法29①、⑥）

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請（法29④）

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め（法28⑦、29③）

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求め、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める。

(4) 情報の提供の求め（法29⑧）

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、消防庁を窓口として、必要な情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨）

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩）

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施（法29⑪）

知事は、国民保護対策本部が設置されていない場合でも、避難、救援等の初動対応が迫られるような緊急の場合には、岩手県〇〇事故(事件)対策本部又は岩手県テロ災害対策本部において、国民保護措置を実施する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

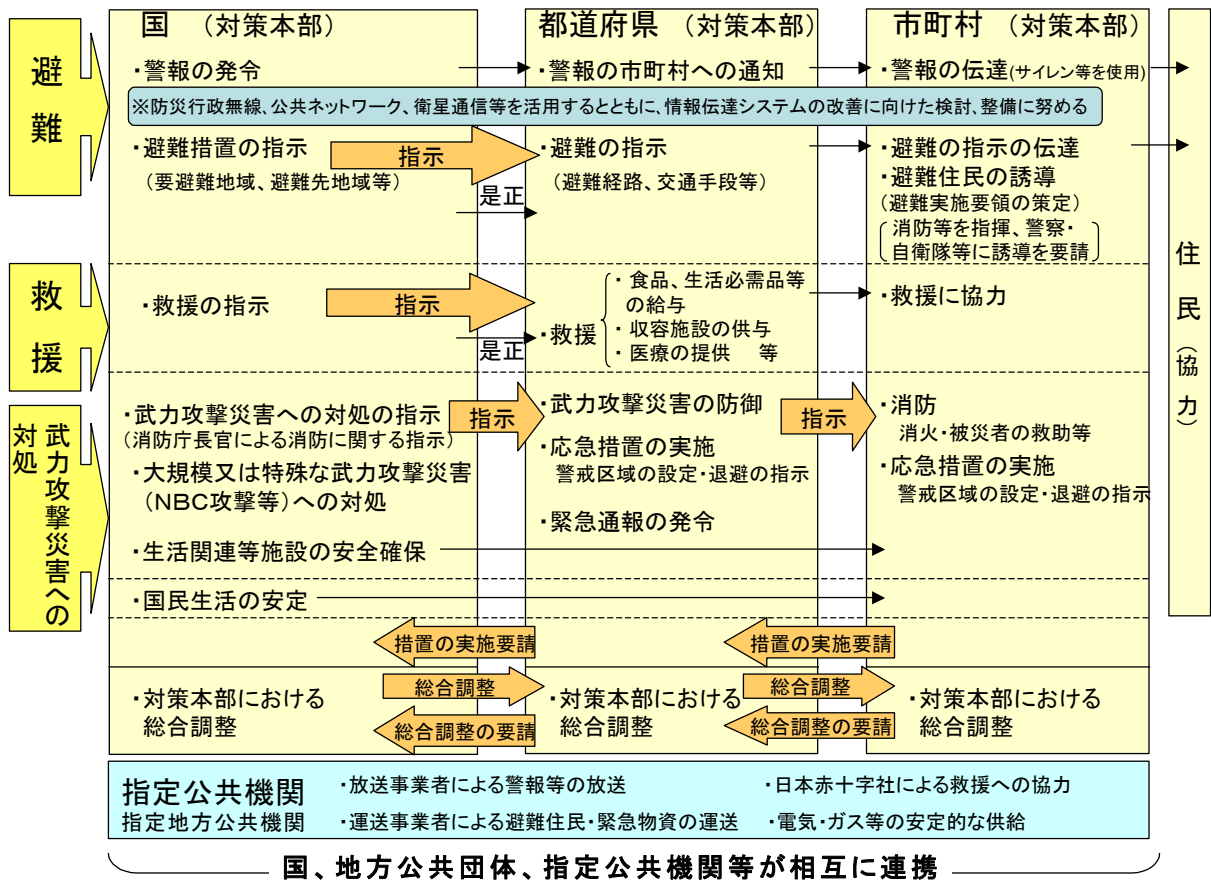
県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報

通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

国民の保護に関する措置の仕組み



第2章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制のあり方について、以下のとおり定める。

1 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 国及び国の機関との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において、県は原則として消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合においても、県は、所要の協力を行うものとする。

(3) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法11④、16⑤）

知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。県の区域内の市町村の長から要請を行うよう求められた場合も、同様とする。

(4) 救援に関する国への要請等（法87）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(5) 武力攻撃災害への対処に関する国の対策本部長への措置要請（法97④）

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数

の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 自衛隊との連携

(1) 本部員会議への出席要請

県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、防衛大臣に対して、指定する職員を県対策本部等の会議に出席させるよう要請するものとする。

(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法15①、20関係）

① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊が行う国民保護措置の内容】

- (ア) 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- (イ) 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- (ウ) 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- (エ) 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

なお、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとされている点に留意する。

② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施す

るため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。
- ④ 国民保護等派遣に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」の例によるものとする。

4 他の都道府県との連携

(1) 都道府県間の応援（法12①）

- ① 知事は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の都道府県知事に対して応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、当該協定等に基づき行う。
- ② 知事が他の都道府県知事に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段、避難施設等に関し、隣接する青森県、秋田県及び宮城県との間で緊密な情報の共有を図る。
特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、各県の保健所及び地方衛生研究所等の機関は、上記の隣接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 事務の一部の委託（法13）

- ① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平時からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行

う。

○委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

○委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

(3) 他の都道府県に対して行う応援等（法12①、13、86）

① 知事は、他の都道府県知事から応援の求めがあった場合には、応援に応ずるだけの余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

③ 知事は、内閣総理大臣から他の都道府県知事の救援の実施について応援すべき旨の指示があったときには、当該都道府県知事に対して応援を行う。

5 市町村との連携

(1) 市町村の行うべき事務の代行（法14関係）

① 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平時からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

② 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(2) 市町村に対して行う応援等（法18）

知事は、市町村長から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、応援に応ずるだけの余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができることから、あらかじめ、市町

村長が行う救援に関する措置の内容、地域等における役割分担について調整する。

市町村長は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

6 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関に対する措置要請（法 21③）

知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(2) 日本赤十字社との連携（法 77③）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②）

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、応援に応ずるだけの余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 151、152、153）

(1) 知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 知事は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

- (4) 市町村長は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、知事を経由して行うものとする。
- (5) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (6) 知事は、市町村長から職員の派遣について、あつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

8 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供などの必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望を確認したうえで、活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、ボランティアの活動への支援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第12節「防災ボランティア活動計画」の例によるものとする。

9 住民への協力要請

県や市町村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助について協力を要請することができるものとする。この場合において、協力を要請する者は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助（法 70）

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認める場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 救援に必要な援助（法 80①）

知事又は県の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助（法 115①）

市町村長若しくは消防吏員、その他の市町村の職員、知事若しくは県の職員又は警察官等は、市町村又は県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市町村内又は県内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 消火のための水を運搬すること
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること など

(4) 保健衛生の確保に必要な援助（法 123）

市町村長若しくは市町村の職員又は知事若しくは県の職員は、武力攻撃災害の発生により市町村又は県の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市町村内又は県内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水質の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

第3章 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知（法 46、50）

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を、市町村長、県の執行機関、放送事業者、その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

【国の発令する警報の内容】（法 44 関係）

- ア 武力攻撃事態等の現状及び予測
- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃事態が発生したと認められる地域
- ウ 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 - ※ イに該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

(2) 警報の伝達等（法 48）

- ① 知事は、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、市町村との役割分担も考慮したうえで、警報の内容を伝達する。

なお、警報の伝達に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」の例によるものとする。

- ② 県は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 県は、市町村が要配慮者等に対し、適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容を的確かつ迅速に伝達する。

2 市町村長の警報伝達の基準（法47、51②）

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公共的団体（学校、病院、社会福祉施設等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
 - イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
また、広報車の使用、消防団による伝達、自主防災組織や自治会等への協力依頼などの、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町村長は、市町村職員、消防長、消防団長を指揮し、消防組合の管理者に要請し、あるいは自主防災組織等の協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容

を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとする。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

4 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令（法99①）

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案したうえで発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容（法99②）

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容】

- ① 武力攻撃災害が発生した日時
- ② 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- ③ 武力攻撃災害の種別
- ④ 被害状況
- ⑤ 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

【緊急通報の例】

【岩手県〇〇町〇〇海岸付近において、不審なボートが座礁。武装した2～3人の者が付近に潜んでいる模様】

- ・〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報がある。
- ・現在、警察・自衛隊等、関係機関による調査が行われている。
- ・〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の県、市町村からの指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報等があれば、019-629-5162まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知・伝達方法（法100）

緊急通報の関係機関への通知や住民等への伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法101）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第4章 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の通知（法52⑦、53③）

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちにその内容を、市町村長、県の執行機関、放送事業者、その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
なお、避難措置の指示が解除されたときも同様に通知する。

【避難措置の指示の内容】（法52②関係）

- ア 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
 - イ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
 - ウ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

【避難の態様】

ア 屋内避難

自宅若しくは近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等へ、徒歩を原則としてできるだけ速やかに避難する。

イ 市町村内避難

当該市町村内の避難施設へ、徒歩を原則として避難する。ただし、要配慮者等の避難に限りバスや自家用車等を補完的に使用する。

ウ 県内避難

市町村内の避難施設（集合場所）から県内の当該市町村以外の市町村の避難施設へ、バス等を利用して避難する。

エ 県外避難

市町村内の避難施設（集合場所）から県外の避難施設へ、バス等を利用して避難する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示（法54、55関係）

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたとき、県の区域に要避難地域が含まれる場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。
- ② 知事は、平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、要避難地域の住民の避難先地域の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
- ③ 市町村長は、警報の伝達に準じ、各世帯等に避難の指示の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとし、要配慮者等に対する伝達にも配慮するものとする。
また、県警察においても、警報の伝達に準じ、市町村と協力して、避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達する。
- ④ 要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられるが、この場合において、本県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域において住民の避難が必

要な場合には、知事の判断により、当該地域の住民に対しても避難を指示する。

- ⑤ 知事は、総務大臣から要避難地域の全部又は一部について、避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたとき若しくは避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

【避難の指示に際して調整を要する事項】

ア 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握

- 関係市町村からの最新の情報の入手

イ 武力攻撃災害時要配慮者等の把握

- 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数の把握
- 在宅の武力攻撃災害時要配慮者等の人数及び状況の把握
- 外国人の人数（言語別）の把握

ウ 避難のための輸送手段の調整

- 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整（鉄道、バス、タクシー等）
- 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意（除雪体制）
- 武力攻撃災害時要配慮者等の優先的使用

エ 主要な避難経路や交通規制の調整

- 道路管理者及び鉄軌道管理者による交通支障箇所の通報連絡
- 県警察との避難経路の選定
- 自家用車等の使用等に係る調整（要配慮者等のみの使用）
- 道路の状況に係る道路管理者及び鉄軌道管理者との調整

オ 区域内外の避難施設の状況の確認

- 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

カ 国による支援の確認

- 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- 防衛省への支援要請

キ 市町村との役割分担の確認

- 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

ク 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

○県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整

○国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難の指示の内容の変更等の調整）

【避難の指示の例】

避難の指示

岩手県知事

○月○日○時現在

1 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法にしたがって、速やかに避難されたい。

2 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○株式会社、○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行き、○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導にしたがって避難する。

(2) A市CC地区の住民は、B市DD地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更が

あるような場合

- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 避難の指示の通知及び伝達（法 54⑦、55③）

知事は、避難の指示をしたとき及び避難の指示の解除をしたときは、直ちにその内容を、市町村長、県の執行機関、放送事業者、その他の関係指定公共機関及び指定地方公共機関、避難先地域の避難施設の管理者に通知する。その通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して避難の指示を通知するとともに、受信確認を行う。

(3) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送（法 57）

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。

(4) 国の対策本部長への報告（法 54⑧、55③）

知事は、避難の指示をしたとき及び避難の指示を解除したときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(5) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整（法 58 関係、59①、143）

① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- イ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

また、避難の指示を解除したときは、速やかにその旨を避難先地域を管轄する都道府県知事へ通知する。

② 大規模な着上陸侵攻に伴う県の区域を越える住民の避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別の受入地域を決定し、当該都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者等に受入地域の決定を通知する。

なお、当該都道府県知事から避難の指示を解除した旨の通知を受けた場合には、受入決定と同様に通知する。

④ 知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じて供給するものとする。

(6) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(7) 避難に当たって配慮すべき事項

① 避難に当たって配慮すべき地域特性等

ア 冬期間及び積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、道路等の凍結などから移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、県及び市町村は十分に配慮するものとする。

イ 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、国、県及び周辺市町村は、避難施設、避難経路及び輸送手段の確保に当たって、平時から密接な連携を図りながら、十分に配慮するものとされている。

ウ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

エ 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるが、知事は、中山間地域など交通手段等が限られている地域などにおいて、避難の指示を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等を交通手段として示すことについても十分に配慮する。

② 事態の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難を伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

○国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

○ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

○知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。ま

た、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について迅速に協議を行う。

【避難の指示の例】

避難の指示

- 1 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- 2 AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- 3 BB地区の住民については、市町村長による誘導にしたがい、CC地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、要配慮者等については、バス等により避難すること。

ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む）

- 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

- 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

【避難の指示の例】

避難の指示

- 1 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 2 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビや

ラジオ、その他の手段により、情報を得るよう努めること。
(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

3 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで屋内にとどまること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・・・・

エ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行うものとする。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

○コンクリート造り等の堅ろうな建築物等への屋内避難を指示

○事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、避難を指示

○住民の避難誘導に際して、手袋、帽子、雨ガッパ等による外部被ばくの抑制、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することによる内部被ばくの低減に留意

(8) 避難実施要領の策定 (法 61①)

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、住民及び関係公共団体に伝達するとともに、関係機関に通知するものとする。

3 避難住民の誘導の実施

(1) 市町村による避難住民の誘導の実施 (法 62、63、66 関係)

市町村長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長、海上保安部長等又

は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下同じ。）の長に対し、警察官、海上保安官、自衛官による住民の避難誘導を行うよう要請するものとする。

ただし、消防組合を構成する市町村長が避難住民を誘導するときは、消防組合の管理者が、消防長を指揮して住民の避難誘導を行うこととされている。

また、市町村長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況、その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、危険行為を行う者等に対して、警告又は指示を行うことができる。

【危険行為を行う者の例】

- ① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- ② 避難の流れに逆行する者

(2) 病院、福祉施設等の措置（法65）

病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

(3) 県による避難住民の誘導の支援等

① 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし、市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう必要な意見を述べる。

また、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な輸送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

② 市町村長による避難誘導の状況の把握（法64③）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領にしたがって適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、的確に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村長の要請に基づく所要の措置を講ずる。

③ 市町村長による避難住民の誘導への支援や補助（法62⑥、67関係）

知事は、避難住民の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

④ 広域的見地からの市町村長の要請の調整（法63②、③）

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など、避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から警察署長等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示（法67②、③）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知したうえで、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(4) 避難住民の運送の求め等

① 県による避難住民の運送の求め（法71①）

知事は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。

なお、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定める。

② 指定公共機関及び指定地方公共機関による避難住民の運送の実施（法71②）

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところ

により、旅客の輸送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

③ 避難住民の運送の求めに係る調整（法72、73関係）

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(5) 緊急物資の運送の求め等（法79）

① 県による緊急物資の運送の求め

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

② 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資の運送の実施等

指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資の運送の実施及び運送の求めに係る調整については、避難住民の運送の実施及び運送の求めに係る調整に準じて行うものとされている。

(6) 避難住民の復帰のための措置（法69）

市町村長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

4 交通規制

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送、その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、交通規制に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第6節「交通確保・輸送計画」及び第3章第7節「公安警備計画」の例によるものとする。

(1) 交通の確保に関する体制等の整備

① 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

② 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

③ 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

④ 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

(2) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 交通規制の実施（法 155①）

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制等を行うに際して、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、現場における自衛隊や米軍の行動との調整を適切に行う。

(4) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(5) 交通規制等の周知徹底（法 155②）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図ることとされている。

(6) 緊急交通路確保のための権限等（法 155②）

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

警察官は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

なお、被災地や避難地域における社会秩序の維持に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第7節「公安警備計画」の例によるものとする。

第5章 救援

県は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施 (法75)

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話、その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町村長による救援の実施 (法76)

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合は、市町村長に対して、当該市町村長が行う救援事務の内容及び当該救援事務を行うこととする期間を通知するとともに、直ちにその旨を公示する。

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該救援を行うよう指示する。

また、市町村長は、市町村長が行うこととされている救援事務以外の県が行う救援事務についても補助するものとする。

3 救援の内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであり、原則として学校、公民館等、既存の建物を利用する。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものである。

(留意点)

- 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- 要配慮者等に対する福祉避難所の把握と供与
- 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、要配慮者等を収容する長期避難住宅等の供与
- 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（公営住宅、民間賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 避難所の設置、管理・運営に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第15節「避難・救出計画」の例によるものとする。
- 応急仮設住宅の供与に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第20節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」の例によるものとする。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 炊き出し、その他による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して、被災者が直ちに食することができる現物により行うものである。

② 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものである。

③ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(留意点)

- 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 引渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- 炊き出し等、食品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第17節「食料、生活必需品等供給計画」の例によるものとする。
- 飲料水の供給に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第19節「給水計画」の例によるものとする。
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第17節「食料、生活必需品等供給計画」の例によるものとする。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、以下の範囲内で応急的に処置するものである。

医療の提供は医療救護班において行うが、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

② 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して、以下の範囲内で行うものである。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(留意点)

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 避難住民等の健康状態の把握
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- 公的医療機関及び民間医療機関に対する医療救護班の派遣の依頼
- 医療及び助産に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第16節「医療・保健計画」の例によるものとする。

(4) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものである。

(留意点)

- 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- 被災者の救出に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第15節「避難・救出計画」の例によるものとする。
- 行方不明者の捜索に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。

(5) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者について、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において死体の応急的処理程度のものを行うものである。

- ア 棺（附属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(留意点)

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- 埋葬に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。

(6) 電話、その他の通信設備の提供（法78）

知事は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器、その他必要な通信設備を

避難所に設置し、利用させる。

(留意点)

- 収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握
- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- 電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
- 聴覚障がい者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものである。

(留意点)

- 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- 応急修理の相談窓口の設置
- 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第20節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」の例によるものとする。

(8) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、以下に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(留意点)

- 児童生徒の被災状況の収集
- 不足する学用品の把握
- 学用品の給与体制の確保
- 学用品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第25節「文教対策計画」の例によるものとする。

(9) 死体の捜索及び処理

① 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、以下の範囲内において死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものである。

ア 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案（検案は原則として医療救護班において行う）

(留意点)

- 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、自衛隊、海上保安庁及び消防団等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報の確認
- 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- 死体の処理方法（死体の洗淨、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- 死体の一時保管場所の確保
- 死体の捜索及び死体の処理に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものである。

(留意点)

- 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- 障害物の除去の施工者との調整
- 障害物の除去の実施時期
- 障害物の除去に関する相談窓口の設置
- 被災住民の日常生活の直接の障害となっている障害物の除去に関し、本計画に

定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第2節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるものとする。

4 医療活動を実施するための体制整備等

(1) 医療の実施の要請等（法85）

- ① 知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師、その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間、その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

【政令で定める医療関係者】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

- ② ①の場合において、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、場所及び期間、その他の必要な事項を書面で示さなければならない。
- ③ 知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう、必要な情報を随時十分に提供すること等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 医療活動体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、負傷者等に対してトリアージ及び応急的な医療処置を講ずる初動医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講ずる後方医療体制及び傷病者の搬送体制を岩手県地域防災計画第3章第16節「医療・保健計画」に準じて整備し、それぞれ連携させて行っていくものとする。

(3) 医療機関等への協力依頼

県は、県立病院において医療活動を実施するとともに、県内の医療関係団体及び医療機関に対して医療活動の協力を依頼する。

また、国及び指定公共機関に対して、被災地及び避難先地域以外の地域における

医療施設での広域的な後方医療活動を依頼する。

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努め、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 医療関係者からなる医療班による被ばく医療活動の実施

イ 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が、既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

イ 国からの協力要請に応じた医療班の編成や病原体の特性に応じた医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア 県警察、消防機関及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による使用された化学剤の特性に応じた患者の除染及び適切な医療機関への搬送

イ 国からの協力要請に応じた医療班の編成や原因物質の特性に応じた医療活動の実施

5 特定物資等の確保

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡しの要請等（法 81）

- ① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
- ② ①の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに(1)の規定による要請に応じないときは、知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- ③ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

【特定物資】

- 医薬品、食品、寝具（以上、国民保護法第 81 条第 1 項）
- 医療機器、その他衛生用品、飲料水、被服、その他生活必需品、建設資材、燃料等（以上、国民保護法施行令第 12 条）

- ④ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する要請等
知事は、特定物資を大量に確保する必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請等を知事に代わって行うことを要請する。

(2) 土地等の使用（法 82）

- ① 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。
- ② ①の場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため①の同意を求めることができないときは、知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付（法83①）

知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するためには、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地等の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合など、令第14条で定める場合にあっては、事後に交付する。

【公用令書を交付すべき相手方】

- ① 特定物資の収用：収用する特定物資の所有者及び占有者
- ② 特定物資の保管命令：特定物資を保管すべき者
- ③ 土地、家屋又は物資の使用：使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

【公用令書を事後に交付することができる場合】（令第14条）

- ① 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
- ② 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明であるとき。
- ③ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住すること、その他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

(4) 立入検査等（法84）

- ① 知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、県の職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。
- ② 知事は、特定物資の保管を命じたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は県の職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。
- ③ 県の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知し、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処 (法 97 関係)

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

その際、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 (法 98 関係)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保 (法 102 関係)

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容、その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

なお、生活関連等施設における安全確保に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第12節「危険物施設等安全確保計画」の例によるものとする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請（法102①、④）

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、警察官の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保（法102③）

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請（法102⑤、⑥、⑦）

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港、港湾等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など、危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があ

ると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

【立入制限区域について】

① 範囲

県公安委員会が指定する（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）。

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、速やかに、当該生活関連等施設の管理者に対し、立入制限区域を指定したことを通知するとともに、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

③ 指定の効果

警察官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令を行う。

(5) 国の対処基本方針に基づく措置の実施（法102⑧）

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、対処基本方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を得るとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①、③）

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧】

物質の種類	区分	措置		
		①	②	③
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第2項各号に掲げるものを除く。)	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		

第3編 武力攻撃事態等への対処
第6章 武力攻撃災害への対処

	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者、その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p>			
	<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>			
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</p>	<p>厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)</p>	○	○	○
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)、その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

※ ○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

なお、危険物施設に係る応急対策に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第29節「危険物施設等応急対策計画」の例によるものとする。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告(法103②、④)

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 (法 104)

知事は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）の規定を適用して対処する。このため、運用は『岩手県石油コンビナート等防災計画』に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 NBC攻撃による災害への対処

武力攻撃事態及び緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃による汚染が生じた場合、特殊な対応が必要となることから、県は、対処基本方針を踏まえた対処を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、措置に当たる警察官の安全を図るための措置を講じたうえで、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 協力の要請 (法107②、③、110)

知事は、NBC攻撃により汚染が生じ、内閣総理大臣から協力を要請された場合において、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

なお、要請に当たっては、措置に当たる要員の安全の確保に十分配慮し、危険が及ばないよう防護服の着用やワクチンの接種など必要な措置を講じる。

3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて岩手県環境保健研究センター、医療機関等と共有する。

4 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携のもと、次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

核攻撃の場合、核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射線汚染の被害を短時間にもたらす。次に、残留放射線（中性子誘導放射能及び放射性降下物）によって外部被ばく、内部被ばくによる放射線障害などの被害をもたらす。特に、放射性降下物（放射能をもった灰）は、風下方向に拡散、降下して広範囲の地域に被害を拡大させる。

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

消防機関、県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、防護服を着用させる等、措置に当たる要員の安全を図るための措置を講じたうえで、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動を行うとともに、汚染物質に関する情報を保健所、岩手県環境保健研究センター、消防機関、医療機関等の関係機関で共有することとされている。

(2) 生物剤による攻撃の場合

生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能である。また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に二次感染により被害が拡大している可能性がある。

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、ワクチン接種を行ったうえで、感染症法の枠組みにしたがい、患者の移送を行うとともに、国の指示のもとで、サーベイランスにより汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所及び岩手県環境保健研究センターにおいては、関係機関と連携して消毒等、適切な措置を講じる。

消防機関、県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、防護服を着用し、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、岩手県環境保

健研究センター、消防機関、医療機関等の関係機関で共有することとされている。
 また、県の行う移送に協力をすることとされている。

(3) 化学剤による攻撃の場合

化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類される。一般に、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、例えば、サリン等の神経剤は空気より重いため、下をほうように広がるなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定と予測、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

消防機関、県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、防護服を着用させる等、措置に当たる要員の安全を図るための措置を講じたうえで、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、岩手県環境保健研究センター、消防機関、医療機関等の関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動、汚染地域及び被災者の除染等、汚染の拡大の防止のための措置を講じることとされている。

5 汚染の拡大を防止するための措置 (法 108、109)

(1) 知事、市町村長若しくは消防長又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

法第 108 条第 1 項	対象物件等	措置
第 1 号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第 2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第 3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第 4 号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	・廃棄
第 5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖

第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断
-----	----	------------------

(2) 知事、市町村長若しくは消防長又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(3) 知事、市町村長若しくは消防長又は県警察本部長は、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、措置に当たる職員等が現場で指示を行うものとする。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる建物又は場所
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(4) 知事、市町村長若しくは消防長又は県警察本部長は、当該措置を講ずるため必要があると認めるときは、措置に当たる職員等に他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるものとする。

なお、措置に当たる職員等に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

第3 武力攻撃原子力災害への対処

本県には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、隣接する青森県には原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所があり、宮城県には、女川原子力発電所があることから、武力攻撃原子力災害が発生した場合、風向き等によっては県境の市町村が影響を受ける可能性がある。

また、県内を核燃料物質輸送車両が通過していることから、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響等にかんがみ、県は、以下に掲げる措置を講ずる。

なお、各対処に関し、本計画に定めのないものについては、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）の例によるところとする。

1 武力攻撃原子力災害発生のお知らせ、通知（法105関係）

- (1) 知事は、武力攻撃原子力災害の発生を認めたときは、原子力規制委員会、国土交通省、関係市町村、関係指定地方公共機関へ通報又は通知する。
- (2) 知事は、原子力事業者又は隣接県知事若しくは消防・警察機関等から、武力攻撃原子力災害発生のお知らせを受けた場合、又は原子力規制委員会、国土交通省から通知を受けた場合には、関係市町村、関係指定地方公共機関へ通報又は通知する。

2 応急対策の実施等（法105関係）

- (1) 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係市町村長及び関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (2) 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。
また、武力攻撃原子力災害に係る情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。
- (3) 知事は、原子力事業者から応急措置の概要について報告を受けた場合、関係市町村長にその内容を通知する。

3 住民の避難等の措置

(1) 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて適切に行う。

(2) 知事は、原子力事業者及び隣接県の知事からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、防災基本計画（原子力災害対策編）の例により緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

4 国への措置命令の要請

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長が原子力事業者に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

5 安定ヨウ素剤の配布

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。

6 避難退域時検査及び簡易除染の実施

知事は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第7節「医療・保健計画」の定め例により行うものとする。

7 食料品等による被ばくの防止

知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処
第6章 武力攻撃災害への対処

なお、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

第4 応急措置等の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、応急措置を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 災害拡大の防止措置 (法 111)

市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、必要な限度において、当該設備等の除去、保安、その他必要な措置を行うことを指示するものとする。

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら指示をする。

警察署長は、市町村長又は知事から要請があったときは、必要な措置を行うことを指示する。

【武力攻撃災害が発生するおそれがあると認められる設備又は物件の例】

設備：危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁、高い煙突、広告塔等

物件：材木、危険物、毒劇物等

【必要な措置の例】

補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

2 退避の指示 (法 112)

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。以下同じ。）の指示を行い、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行い、直ちにその旨を市町村長へ通知する。

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、退避の指示を行う。

知事(県職員を含む。)、市町村長(市町村職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が退避の指示を行うこととされている。

【退避の指示の内容】

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

【退避の指示の例】

例1 △△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

例2 △△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 屋内退避の指示

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

○NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき

○敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

3 応急公用負担等 (法 113)

(1) 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら次に掲げる措置を講ずる。

警察官は、市町村長若しくは知事による応急公用負担等の措置を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

市町村長(市町村職員を含む。)、知事(県職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、その場にはない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が、次に掲げる措置を講ずることとされている。

- ① 他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用する。
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）を講ずる。

(2) 応急公用負担の手続

市町村長若しくは知事又は警察官、海上保安官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、(1)の①及び②の措置を行ったときは、速やかに、土地建物等の占有者等に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日、その他必要な事項を通知することとされている。

4 警戒区域の設定 (法 114)

(1) 警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定するものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行い、直ちにその旨を市町村長に通知する。

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

市町村長(市町村職員を含む。)、知事(県職員を含む。)、警察官及び海上保安官が、その場にはない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が、警戒区域の設定を行うこととされている。

なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第15節「避難・救出計画」の例によるところとする。

(2) 警戒区域の設定方法等

- ① 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
- ② 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ③ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ④ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員等を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

5 消防等に関する措置等

(1) 被災者の救助等

① 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携のもとに救助活動を行う。大規模な被害の場合、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

なお、救出救助活動及び警察災害派遣隊に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第7節「公安警備計画」の例によるものとする。

(2) 消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示（法117①、118、120）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員等の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

なお、火災の防御に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第8節「消防活動計画」の、また、洪水等による災害への対処については、岩手県地域防災計画第3章第9節「水防活動計画」の例によるものとする。

【具体的な例】

ア 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために、他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

イ 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害

が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

ア 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

イ 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的識見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請（法 119 関係）

知事は、武力攻撃災害等に対し、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

なお、緊急消防援助隊に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第8節「消防活動計画」の例によるところとする。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤、その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応（法 119③）

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知】

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待つかとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、本県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

第7章 情報の収集・提供

第1 被災情報の収集・提供

1 情報収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるなど、必要な体制を整えるものとする。

2 被災情報の収集及び報告 (法126①、127①、②)

(1) 知事は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

なお、被災情報の収集に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」の例によるものとする。

(2) 知事は、被災情報の収集に当たっては、市町村長に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)及び岩手県地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に基づき報告を求める。

(3) 知事は、自ら収集し、又は市町村長及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報については、岩手県地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」及び火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局に速やかに報告する。

3 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 (法127①)

市町村長は、岩手県地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」及び火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を知事に報告するものとし、その後も随時、知事に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関して被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を知事に速やかに報告するものとされている。

第2 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の種類及び報告様式

県は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を以下のとおり収集し、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により総務大臣へ報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23、24）

① 避難住民（負傷した住民も同様）

ア 氏名（フリガナ）

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所（郵便番号を含む。）

オ 国籍

カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（上記のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 負傷（疾病）の該当

ク 負傷又は疾病の状況

ケ 現在の居所

コ 連絡先その他必要情報

サ 親族・同居者への回答の希望

シ 知人への回答の希望

ス 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

② 死亡した住民

（上記ア～カに加えて）

セ 死亡の日時、場所及び状況

ソ 遺体が安置されている場所

タ 連絡先その他必要情報

チ ア～カ及びセ～タを親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

2 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握することとし、必要に応じ体制整備のための助言を行う。

3 安否情報の収集（法94②）

(1) 安否情報の収集

知事は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平時から把握している県が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等を行ったときは、県対策本部長に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

知事が、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものとされていることに留意する。

(4) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

4 総務大臣に対する報告（法94②）

知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、安否情報システムにより消防庁に送付する。

ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールそ

他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

5 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、県対策本部を設置すると同時に安否情報の照会窓口を設置し、その電話番号及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会を使用する者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答（法95①）

- ① 知事は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法95②）

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意

が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

6 日本赤十字社に対する協力 (法96)

知事は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

7 市町村による安否情報の収集及び提供 (法94①)

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 市町村による安否情報の収集

市町村長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市町村が平時から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村長は、あらかじめ把握してある医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(3) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村長による安否情報の知事への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第8章 その他の措置

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、岩手県地域防災計画等に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、保健師や栄養士等、保健医療関係者からなる保健活動班を派遣し、医療救護班とともに、健康相談、指導等を実施するとともに、保健相談室を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

なお、保健活動の実施に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第16節「医療・保健計画」の例によるものとする。

(2) 感染症予防対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

なお、感染症予防措置の実施に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第21節「感染症予防計画」の例によるものとする。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(5) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

県は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、県教育委員会及び市町村教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努めるものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124関係）

- ① 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 知事は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、岩手県地域防災計画第3章第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに基づいて、また、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）及び「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。
- ③ 平時において、県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握したうえで、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するため、委託する特例業者等、廃棄物処理体制を検討する。

(3) し尿処理対策

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するものとする。また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努めるものとする。

3 文化財の保護 (法125関係)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続にしたがって、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告にしたがって必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。
- ③ なお、文化財の災害予防対策に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第9節「建築物等安全確保計画」の例によるところとする。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続にしたがって、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、事務局の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その意見を十分に尊重しなければならない。

4 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省）の示す、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

(1) 危険動物等の逸走対策

県は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、あらかじめ整備する連絡体制や役割分担、協力体制に基づいて、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図り、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ① 県は、武力攻撃事態等において、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護に関する支援や、負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。
- ② 県は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、必要な措置を実施する。

(3) 家畜の避難対策

家畜の保護等に関しては、岩手県地域防災計画第3章第26節「農畜産物応急対策計画」の例により、市町村、その他の関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

第9章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図るものであり、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129)

(1) 知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

【主な生活関連物資等の例】

区 分	内 容	
生活 必需 物資	飲料水	飲料水、清涼飲料水
	食 品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー
	救急医療品	救急医薬品
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	
災害復旧用器材	シャベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	
事業用資材	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	

(2) 知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる国からの委任を受けた措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下この項目において「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示にしたがわなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下この項目において「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示にしたがわない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なくしたがわなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、以下の措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談窓口の設置

県は、被災者や県民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

なお、生活相談に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

(2) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会並びに市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際、必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携して行うものとする。

なお、応急教育の実施に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第25節「文教対策計画」の例によるものとする。

(3) 公的徴収金の減免等（法162②）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民や被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(5) 生活再建資金の融資等（法132関係）

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等による対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に相談窓口を開設し、当該窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

なお、被災者への資金等の貸付、中小企業への融資、農林漁業関係者への融資に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

3 生活基盤等の確保

(1) 県及び市町村による生活基盤等の確保（法134②関係）

① 県及び市町村は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、整備、点検を行い、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備を図るなど、武力攻撃事態等においても、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害によるライフライン施設の安全対策に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第11節「ライフライン施設等安全確保計画」の例によるものとする。

② 河川、道路、港湾及び空港の管理者である県及び市町村は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。

なお、災害時における交通機能の確保に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第10節「交通施設安全確保計画」の例によるものとする。

(2) ライフライン事業者による生活基盤等の確保（法134、135、136、137関係）

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、消毒、その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。
- ③ 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の輸送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。
- ④ 電気通信事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、臨時回線の設定や災害対策用設備の運用等、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとされている。
- ⑤ 病院、その他の医療機関である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。
- ⑥ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、施設を適切に管理することとされている。
- ⑦ 県及び市町村は、指定公共機関、指定地方公共機関以外のライフライン事業者に対しても、その業務の範囲内でライフライン施設の機能を確保するために必要な措置に関して協力を依頼するものとする。

第10章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を適切に交付及び管理するため、必要な事項について以下のとおり定める。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定にしたがって保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

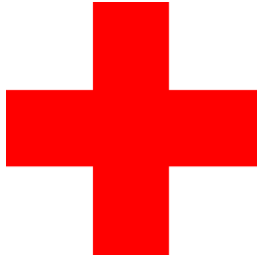
③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書



④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

第3編 武力攻撃事態等への対処
第10章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理



(白地に赤十字)

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
---	---

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等

① 特殊標章

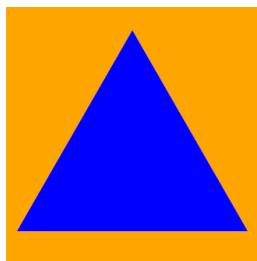
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形)

② 身分証明書



第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
---	---

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 赤十字標章等の交付及び管理 (法157関係)

(1) 知事は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

4 特殊標章等の交付及び管理 (法158関係)

(1) 以下に掲げる者は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

- ① 知事
 - 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
 - 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ③ 市町村長
 - 国民保護措置に係る職務を行う市町村の職員
 - 国民保護措置に係る職務を行う市町村の消防団長及び消防団員
 - 市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - 市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 消防長

- 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 水防管理者

- 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第27節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」の、災害応急対策の実施の障害となっている障害物の除去については、岩手県地域防災計画第3章第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるものとする。

1 応急復旧対策の実施

(1) 県が管理する施設及び設備の応急の復旧（法139）

知事は、武力攻撃災害が発生した場合には、点検する者の安全確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信施設に被害が生じた場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援（法140関係）

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者及び鉄道施設の事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握したうえで、所要の措置を講ずる。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努める。

なお、ライフライン施設の事業者又は管理者が行う応急対策に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第28節「ライフライン施設応急対策計画」の例によるものとする。

(4) 国に対する支援要請（法140）

知事は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

2 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、漁港施設、空港施設、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法141）

県は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされていることから、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

なお、復興計画の作成に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第3節「復興計画の作成」の例によるものとする。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

知事は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速に本格的な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

なお、公共施設等の災害復旧計画に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第1節「公共施設等の災害復旧計画」の例によるものとする。

3 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法（法 168 関係）

県は、国民保護措置の実施に要した費用のうち、県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出を確認できる書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法 159①）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第 40 条に定める手続等にしがたい、補償を行う。

(2) 実費弁償（法 159②）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示にしたがって医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令第 41 条で定める基準にしたがって、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（法 160 関係）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第 44 条に定める手続等にしがたい損害を補償する。

また、県は、要請に応じ、又は指示にしたがって医療を行う医療関係者が死傷したときは、同条に定める手続等にしがたいその損害を補償する。

【要請を受けて国民が協力した場合】

- ① 避難住民の誘導に必要な援助について協力（法 70）
- ② 救援に必要な援助について協力（法 80）
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力

(法 115)

④ 保健衛生の確保に必要な援助について協力 (法 123)

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (法 161 関係)

- (1) 県は、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県が損失を受けたときは、その損失の補てんを請求する。
ただし、県の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りでない。
- (2) 県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。
ただし、市町村又は指定公共機関等の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りでない。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

- (1) 国に対する負担金の請求等
市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。
- (2) 損失補償及び損害補償
国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県が示す手続等に準じて定めるものとする。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

- (1) 国民の権利利益の迅速な救済
県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための窓口を開設し、また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。